平成２９年（フ）第６４号
埼玉県越谷市大字袋山1620番地１　エルディムラポーム202号、旧住所埼玉県春日部市米島767番地１　プランドール南桜井203
破産者　生沼由紀子
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
埼玉県三郷市彦成４丁目１番７－504号
破産者　門脇　　勉
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２００号
埼玉県三郷市戸ケ崎４丁目181番地　レオパレスフェザーハウス206
破産者　保坂　崇人
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２３５号
埼玉県草加市旭町４丁目５番６－305号
破産者　鈴木　英章
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
埼玉県草加市清門３丁目22番地９、旧住所埼玉県草加市青柳５丁目31番28号
破産者　大場　則男
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２７９号
埼玉県草加市青柳７丁目31番20号
破産者　木村登喜雄
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
山梨県南アルプス市清水142番地１　コーポ塩沢15
破産者　大塚　　恵
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
山梨県甲府市和戸町996番地１　ルクソール１303、前住所新潟県新潟市中央区紫竹山５丁目５番15号　グランフィル紫竹山104号
旧住所茨城県水戸市見川２丁目343－１　ローレル204
破産者　藤原　　将
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
愛知県一宮市北今字苗代一ノ切68番地２　北今宿舎２棟308号
破産者　木村　啓子
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１４２号
愛知県犬山市大字羽黒字鳳町83番地６　レインボー羽黒205
破産者　上田　貴也
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１９０号
兵庫県姫路市飾磨区山崎486番地
破産者　小川テクノサービスこと　橋爪　滋樹
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２０７号
兵庫県加古川市野口町北野729番地の２　ｃａｎｃｃｒ－ｔａｋａ203号
破産者　炭火串焼中中こと鶏千本こと　根本　健一
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２０８号
兵庫県加古川市野口町北野729番地の２　ｃａｎｃｃｒ－ｔａｋａ203号
破産者　根本　加代
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８０７号
広島市西区天満町６番８－1016号
破産者　助藤　一司
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４８号
広島県東広島市八本松南５丁目４番６号
破産者　坂本　辰夫
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２９号
広島県竹原市吉名町5254番地316　サンビレッジオノＡ－101、破産開始時の住所広島県東広島市西条町福本２番地２　スカイメゾンＢ棟110号
破産者　森田　真実
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０５号
福岡市東区和白４丁目18番27号
破産者　伊藤　和久
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４７８号
福岡市東区原田１丁目７番９号
破産者　山浦　明美
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５１８号
福岡市西区壱岐団地79番503号、前住所福岡市西区壱岐団地79番504号
破産者　牛道　正昭
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部